

## 認定救急安全委員に関する規定

J A F 中部地域クラブ協議会（以下「J M R C 中部」という。）は、競技会の安全運営の徹底と安全意識の高揚を図るため、本規定を制定する。

### 第1条 目的

本規定の目的は、J M R C 中部における各シリーズ戦の救急体制の充実を図り、競技会の安全性の向上に資することであり、不測の事態が発生したとき、可能な範囲で適切な応急手当を施すことができる体制を作ることにある。

### 第2条 適用範囲

本規定の適用を受ける競技会は、J M R C 中部認定のシリーズ戦とする。

### 第3条 認定救急安全委員

本規定に定める認定救急安全委員とは、J M R C 中部運営委員会が認めた救急安全に関する講習会を受講した者で、J M R C 中部運営委員会が発給した有な救急安全委員認定証を所持している者をいう。

### 第4条 認定講習会

前条のJ M R C 中部運営委員会が認めた救急安全に関する講習会とは、運転者等の応急手当及び救急救命を内容とした講習会で、講習時間が5時間以上であって、次の各号に示す講習会とする。

- (1) J M R C 中部運営委員会の各部会、委員会及び支部が主催するレスキュー講習会
- (2) (社)日本自動車連盟が主催する講習会
- (3) 日本赤十字社が主催する講習会
- (4) 市区町村の消防本部及び消防署が主催する講習会
- (5) その他、J M R C 中部運営委員会が認めたもの。

### 第5条 救急安全委員認定証

認定講習会を受講した者は、必要書類を添えて、J M R C 中部運営委員会に救急安全委員認定証の発給を申請する。ただし、前条第1項第1号の講習会にあっては、講習会を主催した、各部会、委員会及び支部の代表者がまとめて申請することができる。

- 2 J M R C 中部運営委員会は、前項の申請を受けたときは、速やかに申請書を審査し、救急安全委員認定証を発給する。
- 3 第1項に定める、申請に必要な書類とは、申請書と認定講習会主催者が発行した、受講終了証等の受講を証明できるものをいう。
- 4 J M R C 中部運営委員会は、認定講習会の主催者、若しくは講習会の講師が所属する団体等が発行した受講終了証等をもって、救急安全委員認定証に代えることができる。
- 5 J M R C 中部運営委員会は、前項の規定により受講終了証等を救急安全委員認定証と認めた場合は、その旨を公表するものとする。

## 第6条 有効期間

救急安全委員認定証の有効期間は次のとおりとする。

(1)第4条第1項第1号の講習会を受講した者の救急安全委員認定証の有効期間は、受講した日から2年間とする。

(2)第4条第1項第2号から第5号までの講習会を受講した者の救急安全委員認定証の有効期間は、受講した日から1年間とする。

## 第7条 J M R C 中部運営委員会の責務

J M R C 中部運営委員会は、救急安全に関する講習会を、年に1回以上開催しなければならない。

## 第8条 オーガナイザーの責務

オーガナイザーは、主催する競技会に認定救急安全委員を選任しなければならない。

## 第9条 氏名の公表

J M R C 中部運営委員会は、救急安全委員認定証を発給した者の氏名を公表する。

2 オーガナイザーは、競技会の公式プログラム、特別規則書、若しくは、公式通知によって、当該競技会の認定救急安全委員の氏名を公表しなければならない。

## 第10条 競技会審査委員会による確認

競技会審査委員会は、当該競技会に選任されている認定救急安全委員が有効な救急安全委員認定証を所持していることを確認しなければならない。

## 第11条 医師等の特例措置

医師、看護師、救急救命士の有資格者は、認定救急安全委員とする。

2 前項の認定救急安全委員には、救急安全委員認定証の所持を免除する。

## 第12条 救急安全委員認定証の再発行

救急安全委員認定証を紛失した者は、J M R C 中部運営委員会に救急安全委員認定証の再発行を申請することができる。

2 前項の規定により救急安全委員認定証の再発行の申請があった場合、J M R C 中部運営委員会は、残りの有効期間について救急安全委員認定証を再発行する。

## 第13条 罰 則

J M R C 中部運営委員会は競技会に認定救急安全委員を選任しなかったオーガナイザーを公表する。

## 第14条 本規定の施行

本規定は、2005年1月8日から施行する。

2005年 1月 8日制定